



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

活動概要

2013年2月26日

NPO法人消費者支援機構福岡
理事長 朝見行弘



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

設立

- 2007年（平成19年）6月 改正消費者契約法施行
- 2009年（平成21年）9月 消費者支援機構福岡設立
- 2010年（平成22年）2月 特定非営利活動法人格取得
- 2012年（平成24年）11月 適格消費者団体認定取得

全国の適格消費者団体（全国11団体：2013年1月現在）





内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

会 員

- 個人正会員 = 181人
- 団体正会員 = 12団体
- 個人賛助会員 = 134人
- 団体賛助会員 = 1団体

[2013年 (平成25年) 1月末現在]



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

役員

- 理事長 朝見 行弘 (久留米大学教授・弁護士)
- 副理事長 平田 広志 (弁護士)
- 理事 16名 (理事長, 副理事長を含む)
 - 弁護士 = 4名 生 協 = 4名
 - 司法書士 = 3名 相談員 = 4名
 - 研究者 = 2名
 - (弁護士資格を有する研究者 1名を含む)
- 監事 1人 (司法書士)

[2013年 (平成25年) 1月末現在]



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

財政

- 総資産 = 4,480,183円

[2013年 (平成25年) 1月末現在]

- 主な収入
会費

個人正会員 = 一口 2,000円 (年額)

個人賛助会員 = 一口 1,000円 (年額)

団体正会員 = 一口 5,000円 (年額)

団体賛助会員 = 一口 3,000円 (年額)

寄付金



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

専門部会

- 専門部会長 安河内 肇 (司法書士)
- 専門部会員 11名 (部会長を含む)
 - 弁護士 = 6名 司法書士 = 3名
 - 相談員 = 2名
- 専門部会検討委員会 7委員会
 - 敷引委員会 (7名)
 - 結婚式場委員会 (5名)
 - 携帯電話委員会 (6名)
 - Qネット委員会 (6名)
 - 有料老人ホーム委員会 (10名)
 - 冠婚葬祭互助会委員会 (6名)
 - 家賃保証会社委員会 (7名)

[2013年 (平成25年) 1月末現在]



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

活動

- 事業者に対する申入れおよび差止請求訴訟の提起
- 消費者問題に対する提言および意見表明
- 消費者からの一般電話相談
- 特定のテーマに関する集中110番相談
- 消費者のための勉強会
- 消費者教育などへの講師派遣
- 地方公共団体などとの連携による消費者の啓蒙
など



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

事業者等に対する申入れ活動

- 申入れ案件 = 30件

冠婚葬祭互助会 = 8件

(内1件につき、消費者契約法41条書面を送付後、同12条3項に基づく解約金条項使用差止請求訴訟を提起)

Qネット = 3件

(内2件につき、消費者契約法41条書面を送付後、約款改定の通知受領)

結婚式場 = 3件

(内2件につき、約款改定の通知受領)

有料老人ホーム = 9件

家賃保証会社 = 3件

携帯電話 = 3件

敷引 (業界団体) = 1件

[2013年 (平成25年) 1月末現在]



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

事業者等に対する 解約金条項使用差止請求訴訟の提起

- 提 訴：2012年（平成24年）12月26日 福岡地方裁判所
- 相 手 方：株式会社日本セレモニー（本社：山口県下関市）
- 概 要：冠婚葬祭にかかる役務の提供を受けるため所定の月掛金を積立てる旨の冠婚葬祭互助会契約を消費者が中途解約した場合において、積立金のうち一定額を一律に返還しないとする解約金条項は、消費者契約法9条1号および10条に基づいて無効であり、同解約金条項の使用差止を求める。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

事業者等からの約款改定の通知 (1)

- 通知日：2012年（平成24年）7月11日
- 相手方：株式会社ニューオータニ九州（本社：福岡市）
- 概要：①結婚披露宴の申込みにかかる「ご披露宴の申込日から120日まで」の取消料につき、1年以上前の場合にこれを取らないものと改定された。
②結婚披露宴の申込みにかかる「ご披露宴の申込日から120日まで」の期日変更料につき、これを取らないものと改定された。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

事業者等からの約款改定の通知 (2)

- 通知日：2012年（平成24年）9月1日
- 相手方：株式会社ホテルオークラ福岡（本社：福岡市）
- 概要：①結婚披露宴の申込みにかかる披露宴当日の100日前までの取消料につき、「お申込金全額」を「お申込金より50,000円」に改定された。
②「ご披露宴申込日からご披露宴当日の100日前まで」の期日変更料につき、「お申込金全額」から「取消料の対象外」に改定された。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

事業者等からの約款改定の通知 (3)

- 通知日：2012年（平成24年）12月7日
- 相手方：株式会社福岡銀行（本社：福岡市）
- 概要：①「Qネット代金回収サービス」における預貯金口座振替依頼契約の解約につき、2013年（平成25年）4月1日以降の約款において、収納企業を經由して書面を提出する旨の条項を削除し、預金者より直接に書面による申出ができる旨を定めるものとする。
②2013年（平成25年）4月1日より前においても、預金者から同契約につき解約の申出がなされた場合、上記条項に基づきその申出を拒否しないものとする。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

事業者等からの約款改定の通知 (4)

- 通知日：2012年（平成24年）12月7日
- 相手方：株式会社西日本シティ銀行（本社：福岡市）
- 概要：①「Qネット代金回収サービス」における預貯金口座振替依頼契約の解約につき、2013年（平成25年）4月1日以降の約款において、収納企業を經由して書面を提出する旨の条項を削除し、預金者より直接に書面による申出ができる旨を定めるものとする。
②2013年（平成25年）4月1日より前においても、預金者から同契約につき解約の申出がなされた場合、上記条項に基づきその申出を拒否しないものとする。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人消費者支援機構福岡

今後の取組みと課題

- 差止請求訴訟における代理人となる弁護士確保と訴訟追行支援体制の確立
- 認定NPO法人としての認定取得
- 福岡県弁護士会との協力関係の確立
- 消費者契約法40条に基づく国民生活センターおよび地方公共団体からの情報提供体制の確立
- 「集団的消費者被害回復制度」の主体としての「特定適格消費者団体」への体制および財政基盤の確立